

中津川市 新市建設計画新旧対照表

ページ 行	項目	改正後	現行																								
表紙		新市建設計画 中津川市・恵那郡北部町村合併協議会 中津川市・山口村合併協議会 <u>令和元年12月変更</u> 中津川市	新市建設計画 中津川市・恵那郡北部町村合併協議会 中津川市・山口村合併協議会 <u>平成27年3月変更</u> 中津川市																								
2ページ 13行目	1. はじめに 1-1 計画策定の方針 (2)計画の内容	② 計画の期間 計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、 <u>令和6年度</u> までの期間について定めるものとします。	② 計画の期間 計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、 <u>平成31年度</u> までの期間について定めるものとします。																								
2ページ 28行目～	(4)基本方針及び施策、主要事業	・計画の推進によって、合併後 <u>20年間</u> にまちづくりの基盤体制を確実に整えるとともに、債務の軽減など合併特例措置がなくなる <u>20年後</u> を見据えた中長期的展望にたつて策定します。	・計画の推進によって、合併後 <u>15年間</u> にまちづくりの基盤体制を確実に整えるとともに、債務の軽減など合併特例措置がなくなる <u>15年後</u> を見据えた中長期的展望にたつて策定します。																								
20ページ 最終行	4. 基本計画 4-1 環境都市づくり (4)ごみ	ともに、 <u>環境センター</u> については、安全性に十分配慮しながら運営します。	ともに、 <u>新清掃センター</u> については、安全性に十分配慮しながら運営します。																								
21ページ 8行目	(4)ごみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策項目</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ごみの減量化</td> <td>ごみ減量対策事業</td> </tr> <tr> <td>ごみ減量推進市民会議事業</td> </tr> <tr> <td>資源回収事業</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機等設置事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リサイクルの推進</td> <td>分別収集拠点施設設置事業</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ管理運営事業</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設の整備</td> <td><u>環境センター</u>運営事業</td> </tr> </tbody> </table>	施策項目	主要事業	ごみの減量化	ごみ減量対策事業	ごみ減量推進市民会議事業	資源回収事業	生ごみ処理機等設置事業	リサイクルの推進	分別収集拠点施設設置事業	リサイクルプラザ管理運営事業	ごみ処理施設の整備	<u>環境センター</u> 運営事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策項目</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ごみの減量化</td> <td>ごみ減量対策事業</td> </tr> <tr> <td>ごみ減量推進市民会議事業</td> </tr> <tr> <td>資源回収事業</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機等設置事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リサイクルの推進</td> <td>分別収集拠点施設設置事業</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ管理運営事業</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設の整備</td> <td><u>新清掃センター</u>運営事業</td> </tr> </tbody> </table>	施策項目	主要事業	ごみの減量化	ごみ減量対策事業	ごみ減量推進市民会議事業	資源回収事業	生ごみ処理機等設置事業	リサイクルの推進	分別収集拠点施設設置事業	リサイクルプラザ管理運営事業	ごみ処理施設の整備	<u>新清掃センター</u> 運営事業
施策項目	主要事業																										
ごみの減量化	ごみ減量対策事業																										
	ごみ減量推進市民会議事業																										
	資源回収事業																										
	生ごみ処理機等設置事業																										
リサイクルの推進	分別収集拠点施設設置事業																										
	リサイクルプラザ管理運営事業																										
ごみ処理施設の整備	<u>環境センター</u> 運営事業																										
施策項目	主要事業																										
ごみの減量化	ごみ減量対策事業																										
	ごみ減量推進市民会議事業																										
	資源回収事業																										
	生ごみ処理機等設置事業																										
リサイクルの推進	分別収集拠点施設設置事業																										
	リサイクルプラザ管理運営事業																										
ごみ処理施設の整備	<u>新清掃センター</u> 運営事業																										

ページ 行	項目	改正後		現行	
		施策項目	主要事業	施策項目	主要事業
21 ページ 16 行目～	(5)環境衛生	し尿処理 火葬場、墓地	新衛生センター建設事業 <u>斎場維持管理事業</u> <u>新斎場建設事業</u> 市有墓地整備 <u>管理</u> 事業	し尿処理 火葬場、墓地	新衛生センター建設事業 <u>火葬場維持管理事業</u> <u>新火葬場建設事業</u> 市有墓地整備___事業
25 ページ 15 行目～	4-2 健康福祉都 市づくり (4)障がい者福 祉	<p><u>昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。</u></p> <p><u>そのような中、平成 25 年には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ障害者総合支援法として改正され、平成 28 年の改正からは、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児の支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から施行されました。</u></p> <p><u>こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現していきます。</u></p>		<p><u>心身に障がいのある人が普通に生活できる地域社会（ノーマライゼーション）をめざし、生活の安定と社会参加の拡大を支援していきます。</u></p> <p><u>道路の段差など公共施設におけるバリアフリー化を進めるとともに、居宅におけるバリアフリー化（住宅改修）を支援していきます。</u></p> <p><u>障がい者福祉サービスについて、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者である障がい者自らがサービスを選択し事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」に変わりました。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の生活を支援する通所及び入所施設を整備するとともに、支援費制度を活用しながら在宅サービスの充実に努めます。同時に、障がいのある人となない人の交流を促進し、社会参加を支援していきます。</u></p>	
28 ページ 8 行目	4-3 文化学習都 市づくり (1)芸術・文化	各地域に散在する <u>出土遺物</u> 、民俗文化財、古い民具など、		各地域に散在する <u>埋蔵出土品</u> 、民俗文化財、古い民具など、	
28 ページ 20 行目～	(1)芸術・文化	_____東山魁夷心の旅路館、子ども科学館、苗木遠山史料館、鉾物博物館等については、		青邸記念館、熊谷守一記念館、東山魁夷心の旅路館、子ども科学館、苗木遠山史料館、鉾物博物館の <u>6 館</u> については、	

ページ 行	項目	改正後		現行	
		施策項目	主要事業	施策項目	主要事業
29 ページ 3 行目～	(1) 芸術・文化	文化遺産の整備推進	<p>文化財の保護推進事業</p> <p>無形文化財（恵那文楽、<u>坂下の花馬</u>、加子母の獅子舞、木遣音頭、<u>蛭川の杵振踊</u>、地歌舞伎 等）</p> <p>有形文化財（木造薬師如来坐像、<u>木造役行者坐像</u>、十三仏、<u>加子母の農村舞台（明治座）</u>、十六羅漢、庚申堂_____ 等）</p> <p>天然記念物（坂本のハナノキ自生地、磯前神社のスギ、椈ノ木、<u>加子母のスギ</u>、垂洞のシダレモミ、<u>若山のシデコブシ</u>、ヒトツバタゴ自生地（長瀬）、上山口の諏訪神社社叢 等）</p> <p>史跡（苗木城跡、舞台峠歴史の道、西股用水路隧道、くろぜ道地藏、親王塚、山の神古墳、<u>島崎藤村宅（馬籠宿本陣）跡</u> 等）</p> <p>(省略)</p>	文化遺産の整備推進	<p>文化財の保護推進事業</p> <p>無形文化財（恵那文楽、<u>花馬</u>、加子母の獅子舞、木遣音頭、<u>杵振踊</u>、地歌舞伎 等）</p> <p>有形文化財（木造薬師如来坐像、<u>木造役行者倚像</u>、十三仏、<u>明治座</u>、十六羅漢、庚申堂、<u>島崎藤村宅跡</u> 等）</p> <p>天然記念物（坂本のハナノキ自生地、磯前神社のスギ、椈ノ木、<u>加子母の大杉</u>、垂洞のシダレモミ、<u>シデコブシ</u>、ヒトツバタゴ自生地（長瀬）、上山口の諏訪神社社叢 等）</p> <p>史跡（苗木城跡、舞台峠歴史の道、西股用水路隧道、くろぜ道地藏、親王塚、山の神古墳_____ 等）</p> <p>(省略)</p>
31 ページ 20 行目	(4) 幼稚園・小学校・中学校	<u>統廃合による旧学校施設の取扱いについては、市有財産運用管理マスタープランの方針に従ってまいります。</u>		<u>統廃合による旧学校施設については、地域住民の意向に沿った施設として活用してまいります。</u>	
34 ページ 9 行目～	4-4 拠点都市づくり (1) 基幹道路網	<u>濃飛横断自動車道、三河・東美濃連絡道路、中央自動車道（仮称）神坂スマートインターチェンジ</u> については、		<u>濃飛横断自動車道、三河東美濃連絡道路、中央自動車道神坂インターチェンジ</u> については、	

ページ 行	項目	改正後		現行	
		施策項目	主要事業	施策項目	主要事業
34 ページ 17 行目	(1) 基幹道路網	主要幹線道路網の整備	高規格道路の整備促進、 <u>中央自動車道(仮称)神坂スマートインターチェンジの整備</u> (省略)	主要幹線道路網の整備	高規格道路の整備促進、 <u>神坂インターチェンジ構想の推進</u> (省略)
43 ページ 5 行目～	4-5 産業都市づくり (5) 農業	農業基盤の整備	農業振興計画の策定 農業農村整備事業 農道整備事業 <u>農道施設強化対策事業</u> 中山間地域総合整備事業 <u>経営体育成基盤整備事業</u> <u>経営体育成基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)</u> <u>農業基盤整備促進事業</u> (省略)	農業基盤の整備	農業振興計画の策定 農業農村整備事業 農道整備事業 中山間地域総合整備事業 (省略)
44 ページ 19 行目～	(6) 林業	林業基盤の整備	(省略) 林業育成指導事業 <u>森林整備地域活動支援交付金</u> 林業 <u>労働力確保支援</u> 事業 (省略)	林業基盤の整備	(省略) 林業育成指導事業 <u>森林整備地域活動支援事業</u> 林業 <u>労働者確保対策</u> 事業 (省略)
55 ページ 4 行目	5. 新市における県事業	県単道路新設改良事業(主要地方道 福岡坂下線 <u>中津川市田瀬地内</u>)		県単道路新設改良事業(主要地方道 福岡坂下線 <u>福岡町田瀬地内</u>)	

ページ 行	項目	改正後	現行
55 ページ 7 行目	5. 新市における 県事業	県単道路新設改良事業 (<u>一般県道</u> 王滝加子母付知線 <u>中津川市付知町、加子母地内</u>)	県単道路新設改良事業 (<u>県道</u> 王滝加子母付知線 <u>中津川市付知町地内</u>)
55 ページ 8 行目		県単道路新設改良事業 (主要地方道 恵那蛭川東白川線 <u>中津川市蛭川地内</u>)	県単道路新設改良事業 (主要地方道 恵那蛭川東白川線 <u>中津川市蛭川遠ヶ根地内</u>)
55 ページ 9 行目		県単道路新設改良事業 (<u>一般国道</u> 256号 中津川市坂下地内)	県単道路新設改良事業 (<u>国道</u> 256号 中津川市坂下地内)
55 ページ 10 行目		県単道路新設改良事業 (<u>一般国道</u> 363号 中津川市阿木地内)	県単道路新設改良事業 (<u>国道</u> 363号 中津川市阿木地内)
55 ページ 11 行目		<u>県単道路新設改良事業 (一般国道256号 中津川市付知町地内)</u>	
55 ページ 12 行目		<u>県単道路新設改良事業 (一般国道256号 中津川市下野地内)</u>	
55 ページ 13 行目		<u>県単道路新設改良事業 (主要地方道 中津川田立線 中津川市北野地内)</u>	
55 ページ 14 行目		<u>県単道路新設改良事業 (主要地方道 中津川南木曾線 中津川市馬籠地内)</u>	
55 ページ 15 行目		<u>県単道路新設改良事業 (主要地方道 福岡坂下線 中津川市坂下地内)</u>	
55 ページ 16 行目		<u>県単道路新設改良事業 (一般県道 阿木大井線 中津川市飯沼地内)</u>	
55 ページ 23 行目		<u>公共治山事業</u>	
55 ページ 24 行目		<u>県単治山事業</u>	
55 ページ (旧 26 行目)		_____	県営中山間地域農村活性化総合整備事業 加子母村南部地区
55 ページ (旧 33 行目)		_____	県営一般農道整備事業 西山 地区

ページ 行	項目	改正後	現行
56 ページ (旧 10 行目)	5. 新市における 県事業		中山間地域総合整備事業 まごめ地区
56 ページ 25 行目		<u>経営体育成基盤整備事業 八布施</u>	<u>県営農業競争力強化基盤整備事業 八布施</u>
56 ページ 26 行目		<u>経営体育成基盤整備事業 福岡地区</u>	
56 ページ 27 行目		<u>経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業） 下野</u>	<u>県営経営体育成基盤整備事業（農地中間機構関連） 下野</u>
56 ページ 28 行目		<u>県営かんがい排水事業（保全合理化型） 茄子川地区</u>	
56 ページ 29 行目		<u>県営かんがい排水事業（保全合理化型） 小郷地区</u>	
56 ページ 30 行目		<u>県営防災ダム整備事業 加子母防災ダム</u>	
56 ページ 31 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 打杭</u>	
56 ページ 32 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 共有</u>	
56 ページ 33 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 津戸</u>	
56 ページ 34 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 松本</u>	
56 ページ 35 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 会所沢</u>	
56 ページ 36 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 向山</u>	
57 ページ 1 行目		<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 広沢</u>	

ページ 行	項目	改正後	現行
57 ページ 2 行目	5. 新市における 県事業	<u>県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 足沢</u>	
57 ページ 3 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 若宮大橋</u>	
57 ページ 4 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 福岡大橋</u>	
57 ページ 5 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 月柿橋</u>	
57 ページ 6 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 大谷橋</u>	
57 ページ 7 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 柏原川橋</u>	
57 ページ 8 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 平成くらがり沢橋</u>	
57 ページ 9 行目		<u>県営中山間地域総合整備事業 やさか</u>	
57 ページ 10 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 恵中恵北地区</u>	
57 ページ 11 行目		<u>県営農道施設強化対策事業 落合地区</u>	
57 ページ 12 行目		<u>県営農業基盤整備促進事業 高峰地区</u>	
59 ページ 4 行目～	7. 財政計画 ■歳入 市税	今後の税制改正や、経済の動向が不明であることから、 <u>令和元年度から97億円</u> で推移する計画としました。	今後の税制改正や、経済の動向が不明であることから、 <u>平成25年度決算から94億円</u> で推移する計画としました。

ページ 行	項目	改正後	現行
59 ページ 7 行目～	地方交付税	<u>普通交付税の合併特例期間が終了し、令和2年度からは一本算定による見通しとしました。また、人口減少の影響を加味し、令和3年度以降は97億円で推移する計画としました。</u>	<u>平成27年度から平成32年度までの6年間で合併算定替等による減少分を加味し約24億円が段階的に減少する計画としました。</u>
59 ページ 10 行目～	国からの交付金など	国の政策により増減するため、計画期間内は、 <u>令和元年度</u> 当初と同額で推移する計画としました。 <u>なお、消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金の増額が見込まれますが、</u> 不確定要素が大きいため、今回の計画では見込んでいません。	国の政策により増減するため、計画期間内は、 <u>平成26年度</u> 当初と同額で推移する計画としました。 <u>ただし、消費税率8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増額分（社会保障財源交付金）は、平成27年度で増加見込み額の全額を反映し、以降同額で推移する計画としています。なお、消費税率10%への引き上げについては、</u> 不確定要素が大きいため、今回の計画では見込んでいません。
59 ページ 14 行目～	市債（施設整備分）	市債については、 <u>財政計画に沿って</u> 「返す以上に借りない」を原則とし、新規借入額を計上しました。 <u>合併特例債の活用期限が令和6年度まで5年間延長されたこと、リニア関連事業をはじめとする大型事業が控えていることから、令和6年度までの借入額を毎年35億円（臨時財政対策債を含む。）で</u> 推移する計画としました。	市債については、 <u>「返す以上に借りない」を原則とし、新規借入額を計上しました。平成24年6月に合併特例債の活用期限が5年間延長され、大規模事業も予想されることから、平成31年度までの借入額を毎年30億円（臨時財政対策債15億円を含む）で</u> 推移する計画としました。
60 ページ 5 行目～	■ 歳出 公債費	<u>総合計画に基づき計画している大型事業が多く控えており、財源に地方債を活用することから、公債費は下がることなくほぼ同水準で推移する計画としました。</u>	<u>平成26年度当初の44億円から段階的に減少し、平成31年度は37億円で計画しました。</u>
60 ページ 10 行目～	繰出金	各会計の独立採算、収入確保等による経営改善を見据え、徐々に減少する計画としました。 <u>_____</u> <u>_____</u>	各会計の独立採算、収入確保等による経営改善を見据え、徐々に減少する計画としました。 <u>また、平成27年度から平成31年度までは、下水道事業会計において計画している事業に対し、一般会計が合併特例債を借りて繰り出す分を含んでいます。</u>
60 ページ 13 行目～	行政運営費	<u>維持管理経費の削減を実施すること、義務的性質の強い事業や長く継続している事業を見直し、スリム化することなどに努め、毎年度着実に減少する計画としました。</u>	<u>平成27年度以降の地方交付税の減少を見据え、施設の統廃合など徹底した経費削減に努める必要があるため、計画的に減少する計画としました。</u>

ページ 行	項目	改正後	現行
60 ページ 16 行目～	施設等整備費	<u>総合計画に基づき計画しているリニア関連事業をはじめとする大型事業が控えていることから、令和6年度までの事業費を毎年53億円</u> で計画しました。	<u>合併特例債の活用期限が5年間延長され、この計画では、平成31年度までの事業費を毎年30億円</u> で計画しました。

ページ 行	項目	現行																	
		単位：億円																	
61 ページ	(歳入・歳出)	財政計画																	
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
		歳入																	
		市税	97.3	98.3	100.4	111.4	113.9	105.0	102.6	104.9	102.5	103.0	<u>93.0</u>	<u>94.0</u>	<u>94.0</u>	<u>94.0</u>	<u>94.0</u>	<u>94.0</u>	<u>94.0</u>
		地方交付税	136.8	129.3	122.2	120.1	123.5	130.3	139.7	141.6	141.0	139.3	<u>120.0</u>	<u>116.0</u>	<u>111.0</u>	<u>105.0</u>	<u>101.0</u>	<u>96.0</u>	
		国からの交付 金等	23.8	25.2	28.3	20.0	19.0	17.9	18.0	17.0	15.7	15.9	<u>16.0</u>	<u>18.0</u>	<u>18.0</u>	<u>18.0</u>	<u>18.0</u>	<u>18.0</u>	<u>18.0</u>
		地方債	21.8	50.6	31.6	39.0	38.5	28.8	38.1	26.6	33.5	31.8	<u>26.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>
		その他	136.4	114.9	87.5	98.6	98.3	128.5	123.2	106.0	98.8	110.6	<u>108.0</u>	<u>91.0</u>	<u>92.0</u>	<u>95.0</u>	<u>99.0</u>	<u>92.0</u>	
		合計	416.1	418.3	370.0	389.1	393.2	410.5	421.6	396.1	391.5	400.6	<u>363.0</u>	<u>349.0</u>	<u>345.0</u>	<u>342.0</u>	<u>342.0</u>	<u>330.0</u>	
		歳出																	
		義務的な経費	222.9	221.5	228.0	234.3	228.5	233.7	239.5	237.0	233.6	225.0	<u>240.0</u>	<u>238.0</u>	<u>235.0</u>	<u>234.0</u>	<u>234.0</u>	<u>223.0</u>	
		人件費	87.0	81.5	84.9	86.0	83.5	82.5	77.3	73.8	73.6	71.6	<u>73.0</u>	<u>73.0</u>	<u>71.0</u>	<u>70.0</u>	<u>72.0</u>	<u>66.0</u>	
		公債費	55.7	55.6	61.1	65.8	58.7	61.9	60.0	57.0	56.0	48.6	<u>44.0</u>	<u>42.0</u>	<u>41.0</u>	<u>40.0</u>	<u>37.0</u>	<u>35.0</u>	
		扶助費	27.6	29.9	31.1	34.1	33.8	36.1	47.9	49.8	49.3	50.8	<u>53.0</u>	<u>53.0</u>	<u>54.0</u>	<u>55.0</u>	<u>55.0</u>	<u>56.0</u>	
		繰出金	52.6	54.5	50.9	48.4	52.5	53.2	54.3	56.4	54.7	54.0	<u>70.0</u>	<u>70.0</u>	<u>69.0</u>	<u>69.0</u>	<u>70.0</u>	<u>66.0</u>	
		その他の経費	169.6	160.9	124.3	134.3	147.1	156.5	152.7	132.7	140.9	153.5	<u>123.0</u>	<u>111.0</u>	<u>110.0</u>	<u>108.0</u>	<u>108.0</u>	<u>107.0</u>	
		行政運営費	83.9	119.9	79.4	75.9	94.3	97.6	88.4	92.6	97.0	101.0	<u>84.0</u>	<u>81.0</u>	<u>80.0</u>	<u>78.0</u>	<u>78.0</u>	<u>77.0</u>	
		施設等整備費	85.7	41.0	44.9	58.4	52.8	58.9	64.3	40.1	43.9	52.5	<u>39.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	<u>30.0</u>	
		合計	392.5	382.4	352.3	368.6	375.6	390.2	392.2	369.7	374.5	378.5	<u>363.0</u>	<u>349.0</u>	<u>345.0</u>	<u>342.0</u>	<u>342.0</u>	<u>330.0</u>	

ページ 行	項目	改正 (案)																				
		財政計画																				
		単位：億円																				
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	歳入																					
	市税	97.3	98.3	100.4	111.4	113.9	105.0	102.6	104.9	102.5	103.0	105.4	103.5	105.0	107.8	110.8	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
	地方交付税	136.8	129.3	122.2	120.1	123.5	130.3	139.7	141.6	141.0	139.3	135.4	132.6	126.6	119.7	115.9	101.0	100.0	97.0	97.0	97.0	97.0
	国からの交付金等	23.8	25.2	28.3	20.0	19.0	17.9	18.0	17.0	15.7	15.9	16.2	23.1	20.8	22.3	23.1	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
	地方債	21.8	50.6	31.6	39.0	38.5	28.8	38.1	26.6	33.5	31.8	42.6	24.8	24.9	27.4	30.5	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
	その他	136.4	114.9	87.5	98.6	98.3	128.5	123.2	106.0	98.8	110.6	107.8	113.1	129.9	139.2	136.8	123.0	124.0	127.0	126.0	128.0	125.0
	合計	416.1	418.3	370.0	389.1	393.2	410.5	421.6	396.1	391.5	400.6	407.4	397.1	407.2	416.4	417.1	374.0	374.0	374.0	373.0	375.0	372.0
	歳出																					
	義務的な経費	222.9	221.5	228.0	234.3	228.5	233.7	239.5	237.0	233.6	225.0	220.2	219.0	218.8	215.3	210.2	224.0	227.0	227.0	227.0	230.0	228.0
	人件費	87.0	81.5	84.9	86.0	83.5	82.5	77.3	73.8	73.6	71.6	66.9	66.0	61.9	63.0	65.3	65.0	67.0	66.0	65.0	66.0	65.0
	公債費	55.7	55.6	61.1	65.8	58.7	61.9	60.0	57.0	56.0	48.6	43.5	42.2	43.9	42.9	39.7	37.0	38.0	39.0	40.0	40.0	39.0
	扶助費	27.6	29.9	31.1	34.1	33.8	36.1	47.9	49.8	49.3	50.8	55.1	55.4	58.2	57.6	54.7	54.0	54.0	55.0	55.0	57.0	57.0
	繰出金	52.6	54.5	50.9	48.4	52.5	53.2	54.3	56.4	54.7	54.0	54.7	55.4	54.8	51.8	50.5	68.0	68.0	67.0	67.0	67.0	67.0
	その他の経費	169.6	160.9	124.3	134.3	147.1	156.5	152.7	132.7	140.9	153.5	164.6	146.6	161.4	168.5	168.9	150.0	147.0	147.0	146.0	145.0	144.0
	行政運営費	83.9	119.9	79.4	75.9	94.3	97.6	88.4	92.6	97.0	101.0	125.3	104.4	113.3	116.2	118.2	95.0	94.0	94.0	93.0	92.0	91.0
	施設等整備費	85.7	41.0	44.9	58.4	52.8	58.9	64.3	40.1	43.9	52.5	39.3	42.2	48.1	52.3	50.7	55.0	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
	合計	392.5	382.4	352.3	368.6	375.6	390.2	392.2	369.7	374.5	378.5	384.8	365.6	380.2	383.8	379.1	374.0	374.0	374.0	373.0	375.0	372.0